

# 令和7年度 駒ヶ根市保育料（副食費）基準額表

（令和7年9月～令和8年8月分）

## 3歳未満児（0歳～2歳）保育料基準額表

階層区分	定義	保育料徴収基準（月額）		
		保育短時間 （8時間保育）	保育標準時間 （11時間保育）	
		3歳未満児	3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0	
C	A階層を除き、市町村民税の額が均等割のみの世帯	10,500	12,500	
D1	A階層及びC階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割が48,600円未満の世帯	12,100	14,100
D2		48,600円以上 71,300円未満	14,700	16,700
D3		71,300円以上 78,900円未満	18,000	20,000
D4		78,900円以上 88,000円未満	21,900	23,900
D5		88,000円以上 97,000円未満	24,300	26,300
D6		97,000円以上 132,700円未満	30,200	32,200
D7		132,700円以上 169,000円未満	32,600	34,600
D8		169,000円以上 301,000円未満	38,600	40,600
D9		301,000円以上	44,500	46,500

〈注1〉市町村民税所得割額については、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等の税額控除について適用しないものとします。

〈注2〉基準額表における階層区分は次のとおりとします。

- ① 入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び、その他の扶養義務者（家計の主宰者に限る）の課税額の合計とします。
- ② 年齢区分は、当該年度の4月1日現在の満年齢とします。

〈注3〉C階層～D9階層については、保護者と生計を一にする子どもから数えて、第1子、第2子、第3子以降、それぞれ次表の区分に該当する保育料を軽減します。

区 分	市町村民税所得割額	
	57,700円未満	57,700円以上
第1子	半額	全額
第2子	無料	半額
第3子以降	無料	無料

〈注4〉次の世帯のうち、C階層～D2階層及びD3階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）に該当する世帯は、第1子は保育短時間であれば3,200円、保育標準時間であれば5,200円にそれぞれ軽減、第2子以降無料とします。

- ① 母子、父子世帯
- ② 在宅障がい児（者）のいる世帯
- ③ 市長が認めた世帯（要保護者等）

### 3歳以上児 副食費基準額表

定義	月額	
市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	57,700円未満	0円
	57,700円以上	3,000円

〈注1〉市町村民税所得割額については、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等の税額控除について適用しないものとします。

〈注2〉入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び、その他の扶養義務者（家計の主宰者に限る）の課税額の合計とします。

〈注3〉入所児童の父母に、当該入所児童より年上の子が2人以上いる場合、当該入所児童の副食費は徴収しません。

### 【令和7年度納期限一覧】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
4月30日(水)	6月2日(月)	6月30日(月)	7月31日(木)	9月1日(月)	9月30日(火)
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
10月31日(金)	12月1日(月)	12月25日(木)	2月2日(月)	3月2日(月)	3月31日(火)

※各期納期限は通常月末日ですが、月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌営業日になります。

なお、12月の納期限は25日です。